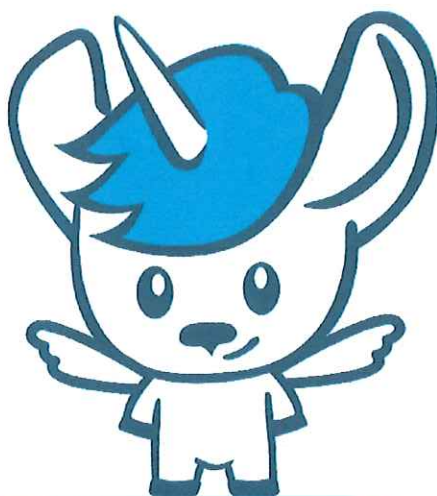




入園のしおり

重要事項説明書



社会福祉法人 高峰福祉会

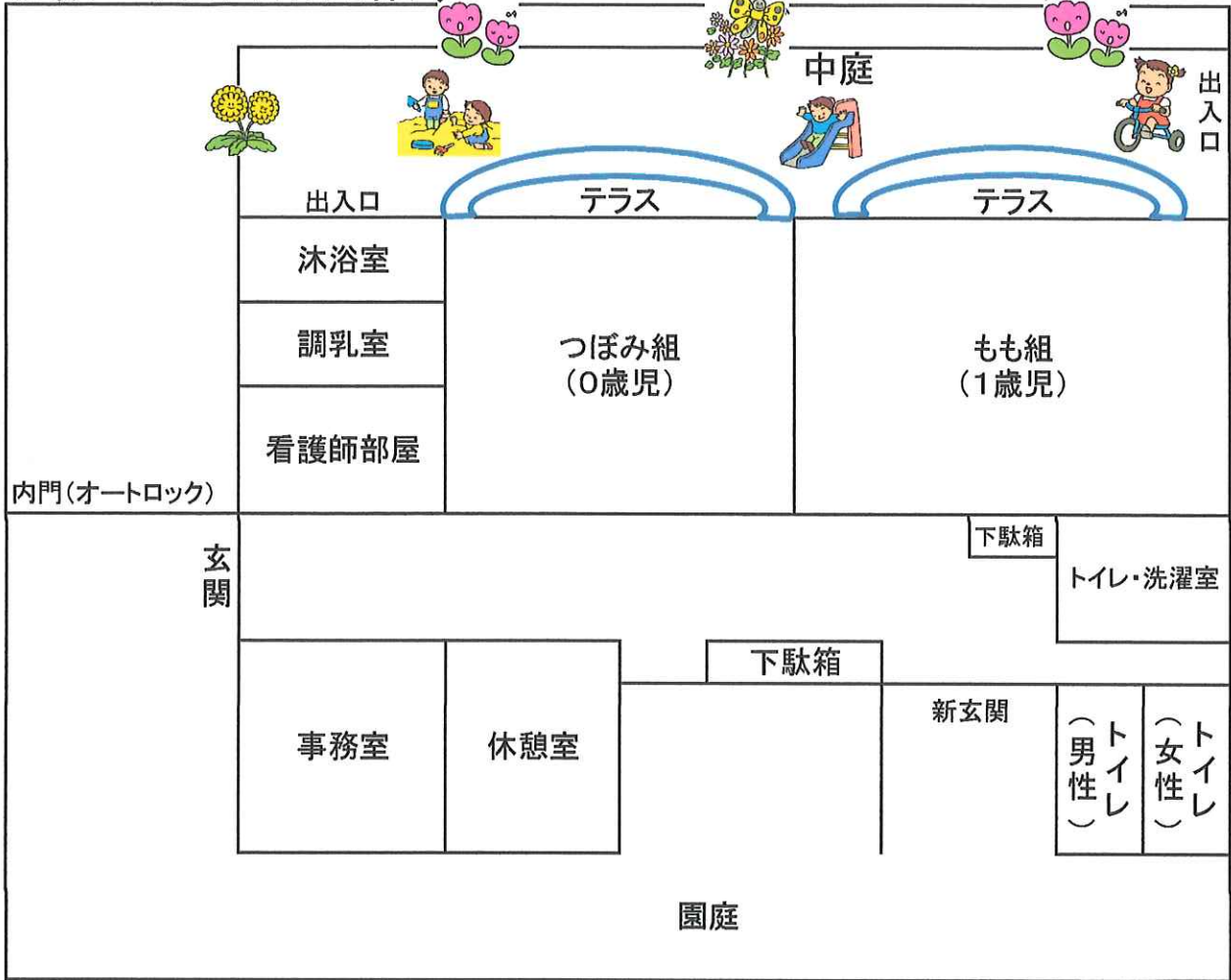
瑞穂町立 むさしの保育園

☎190-1214 東京都西多摩郡瑞穂町むさし野1-5

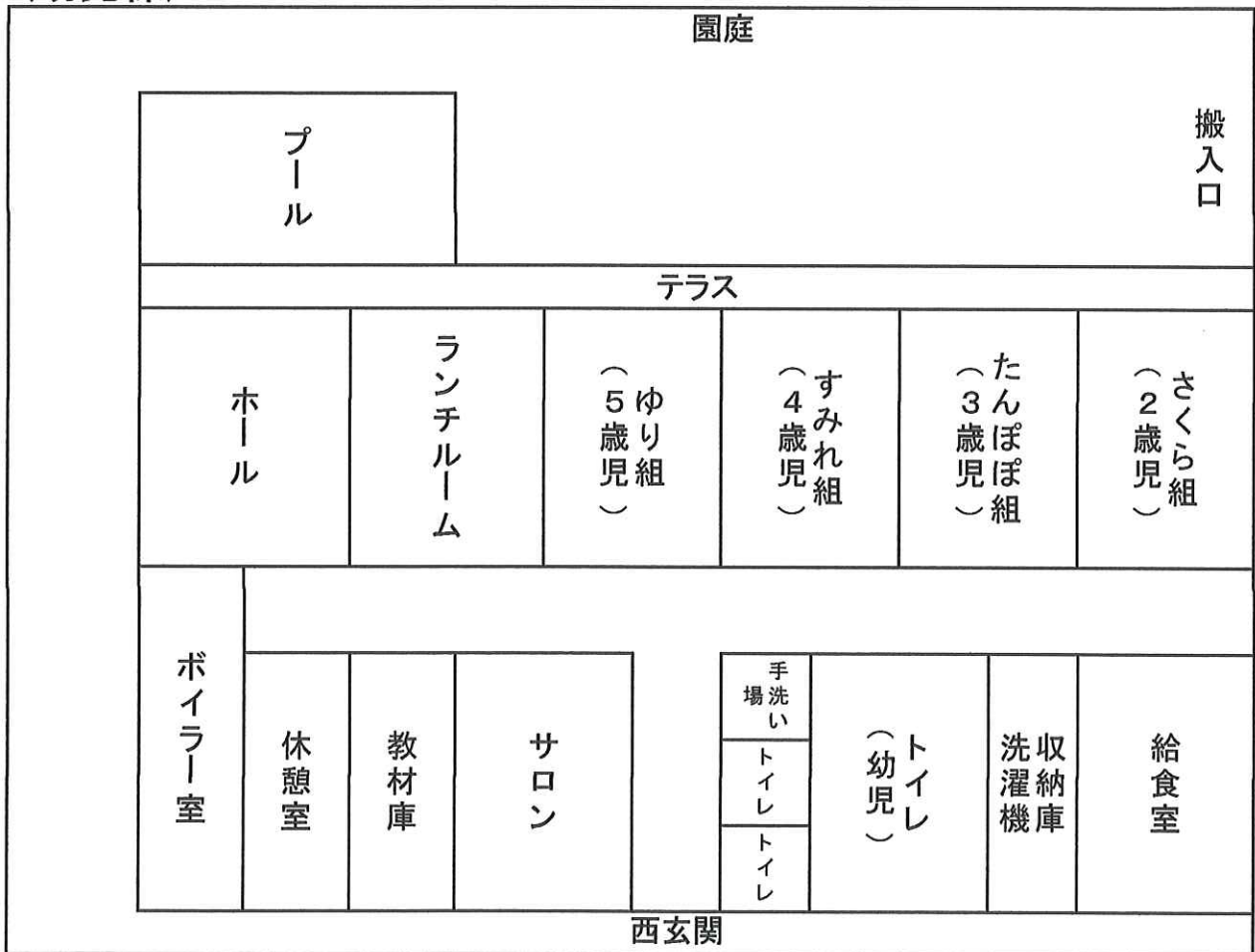
TEL 042(554)1284 FAX 042(555)1230

<http://www.coho.jp/nursery-musashino/>

施設の平面図(乳児棟)



(幼児棟)



むさしの保育園 しおり (重要事項説明書)

1 事業者

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 高峰福祉会 |
| 代表者氏名 | 理事長 津島 知津子 |
| 法人の所在地 | 東京都福生市加美平 3-37-13 |
| 法人の電話番号 | 042-552-1036 Fax 042-553-8410 |
| 定款の目的に定めた事業 | 第二種社会福祉事業 保育所の経営 一時預かり事業の経営 |

2 事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。

3 事業の方針

- (1) 行き届いた保育環境の下、子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持、健全な発育及び情緒の安定を図る。
- (2) 健康、安全などの生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康の基礎作りをする。
- (3) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てると共に、自主協調の態度を養い道徳性の芽生えを培う。
- (4) 自然や社会の事象について興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の基礎を培う。
- (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や、豊かな言葉を培う。
- (6) 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う。
- (7) 園の重点目標 ・何でも食べる元気な子 ・思いやりのある子 ・自主性のある子
・創造力の豊かな子 ・だれにでも挨拶できる子

4 保育所の概要

| | |
|-----------|--|
| 名称 | 瑞穂町立むさしの保育園 |
| 所在地 | 東京都西多摩郡瑞穂町むさし野 1-5 |
| 電話番号 | 042-554-1284 |
| 法人設立年月日 | 昭和 48 年 12 月 13 日 |
| 事業認可年月日 | 平成 15 年 4 月 1 日瑞穂町立むさしの保育園の指定管理者として管理運営を受託する |
| 施設長氏名 | 小林 伸成 |
| 入所定員(年齢別) | 0 歳児・・・9 名、1 歳児・・・18 名、2 歳児・・・18 名、3 歳児・・・18 名 4 歳児・・・18 名、5 歳児・・・18 名 計 99 名 |
| 職員数 | 25 名(正規職員 20 名、非常勤 5 名) |
| 保育事業の種類 | 認可保育、延長保育、障害児保育 |

| | |
|-------------|---|
| 職員への研修の実施状況 | 職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施している。瑞穂町の研修及び処遇改善Ⅱを踏まえた研修、法人研修・未来舎研修・園内研修(年数回全職員) 実施 |
| 自己評価の概要 | 職員による保育内容等自己評価を毎年1度実施し、サービスの向上に努めています。 |
| 外部評価 | 第三者評価を定期的に受審、ホームページに公表し、質の向上に努めています。 |

5 開所日・開所時間及び休日

| | |
|--------|-----------------------------|
| 開所日 | 月曜日から土曜日まで |
| 開所時間 | 午前7時～午後7時迄 |
| 延長保育時間 | 午前7時～7時30分 ・午後6時30分～7時迄 |
| 休所日 | 日曜日、国民の休日、年末年始(12月29日～1月3日) |

6 利用料金

| | |
|-------------|---|
| 利用料金(利用者負担) | 保護者が居住する市区町村が定める利用料 |
| 延長保育料 | 保育標準時間: 30分 500円、月極 3,000円 保育短時間: 30分 500円 |
| 支払方法 | 日々利用の方は当日集金・定期利用の方は月極集金袋にて徴収 |

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 副食費(幼児のみ) | 月額 4,500円 (瑞穂町以外の方はその移住地に準じる) |
| 支払方法 | 口座振替 毎月20日引落し |

【瑞穂町の規定による延長保育料減免制度】

- (条件)
- ・生活保護世帯
 - ・所得税及び住民税非課税世帯

※減免制度利用の際は、その旨主任、園長に申し出て下さい。

【幼児教育・保育の無償化・副食費について】

- ・「幼児教育・保育の無償化」に伴い、保育料は無償になりますが、副食費(おかず代)については、引き続き保護者の負担になります。

- ・副食費(おかず代)の支払先は、各園で指定される支払い方法、期日でお支払い下さい。
※副食費(おかず代)の費用の免除世帯については、役場へお問い合わせください。

7 建物設備

| | | |
|----|----|--|
| 園舎 | 構造 | 幼児棟 鉄筋コンクリート3階建1階 建築面積 497.44㎡ 延床面積 505.48㎡ 乳児棟 鉄骨造 建築面積 244.01㎡ 延床面積 243.63㎡ |
|----|----|--|

| | | | |
|-------|--------------|-----------------------|--|
| 施設設備 | 乳児室・ほふく室 2 室 | 132.3 m ² | |
| | 保育室・遊戯室 6 室 | 291.40 m ² | |
| | 調理室 1 室 | 36.38 m ² | |
| | 医務室兼事務室 2 室 | 41.53 m ² | |
| | トイレ 5 室 | 48.32 m ² | |
| | 調乳室 1 室 | 6.9 m ² | |
| | 沐浴室 2 室 | 22.81 m ² | |
| | 保育士室 2 室 | 20.77 m ² | |
| | 廊下・その他 7 室 | 148.70 m ² | |
| 設備の種類 | 冷暖房設備・プール | | |
| 屋外遊技場 | 園庭 | 1,008 m ² | |

8 職員体制

| 職名 | 常勤 | 常勤者の資格 | 非常勤 | 非常勤者の資格 | 職務の内容 |
|---------|------|-----------|-----|---------|--------------------------|
| 園長 | 1 名 | 保育士 1 名 | | | 園の業務を総括し、会計事務に従事する。 |
| 主任保育士 | 1 名 | 保育士 1 名 | | | 園長を補佐し、保育内容について保育士を総括する。 |
| リーダー保育士 | 2 名 | 保育士 2 名 | | | |
| 保育士 | 11 名 | 保育士 11 名 | | | |
| 保育士補助 | — | — | 4 名 | 保育士 3 名 | |
| 看護師 | 1 名 | 看護師 1 名 | | | 園児の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。 |
| 栄養士 | 2 名 | 管理栄養士 2 名 | | | 給食業務に従事する |
| 調理員 | 1 名 | 調理師 1 名 | 1 名 | 調理師 1 名 | |
| 調理補助者 | — | | | | |
| 事務員 | | | | | 園内諸雑務に従事する。 |
| 用務員 | 1 名 | | | | |
| | | | | | |

9 年間行事予定

| 月 | 行事内容 |
|-----|---|
| 4 月 | 保護者懇談会、入園式、進級式、交通安全教室 |
| 5 月 | 保育参加(幼児)、個人面談、保護者懇談会、春の健康診断、春の遠足(4・5 歳児)、歯科検診 |
| 6 月 | 個人面談、保護者懇談会、虫歯予防デー |
| 7 月 | 保育参加(幼児)、個人面談、七夕、縁日ごっこ、水遊び(乳児)プール遊び(幼児) |

| | |
|---|--|
| 8月 | 水遊び(乳児)プール遊び(幼児) |
| 9月 | 引き渡し訓練(全園児)、マスのつかみ取り(4,5歳児)、お楽しみ会(5歳児) |
| 10月 | 運動会(幼児)、秋の健康診断、さつま芋掘り(幼児)、演劇鑑賞 |
| 11月 | 実り会、勤労感謝(3・4・5歳児)、秋の遠足(3・4・5歳児) |
| 12月 | 生活発表会、クリスマス会 |
| 1月 | 保護者懇談会、ゆり組ふれあい週間 |
| 2月 | 保護者懇談会、節分、サッカー試合(5歳児)、 |
| 3月 | 卒園式、お別れ遠足(5歳児)、お別れ会、 |
| 毎月の行事: 誕生会、身体測定、布団乾燥、0・1歳児健診、避難訓練、安全点検 音育指導(月2回)、体育指導(幼児のみ週1回)、探検隊(5歳児のみ年4回) | |

10 保育計画

| 年齢・クラス名 | 保育目標 |
|-----------|---|
| 0歳児 つぼみ組 | <ul style="list-style-type: none"> ・生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ。 ・ひとり一人の発達に応じて離乳や歩行の完成を目指す。 |
| 1歳児 もも組 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育士と安心できる関係性を築きながら自分でする意欲が芽生える。 ・様々な体験を通じ、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う。 |
| 2歳児 さくら組 | <ul style="list-style-type: none"> ・衛生的で安全な環境の中で、保育士に自分の思いを受け止めてもらい快適な生活をおくる。 ・生活や遊びを楽しむ中で自分の思いや欲求を言葉や行動で表現しようとする。 ・保育士との関わりの中で基本的な生活習慣を身に付け、身の回りの簡単なことを自分でしようとする。 |
| 3歳児 たんぽぽ組 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育者や友達と遊ぶ中で、自分がしたいこと言いたいことを言葉や行動で表現する。 ・遊びや体験を通じて色々な物事への関心を持つ。 |
| 4歳児 すみれ組 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育者や友達と一緒に遊びながら、つながりを広げ、集団としての行動ができるようになる。 |
| 5歳児 ゆり組 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活や遊びの中で1つの目標に向かい力を合わせて活動し達成感や充実感をみんなで味わう。 |

11 毎日の保育・教育の流れ

| 時間 | 乳児 | 幼児 |
|-------|-----------------------------|-------------------|
| 7時30分 | 朝の保育 | 朝の保育 |
| 8時30分 | 順次登園 身支度をする 好きな遊びをする 手洗い | 順次登園 身支度をする |
| 9時 | おやつ・水分補給 | 各コーナーで好きな遊びをする 排泄 |
| 9時30分 | おむつ交換・排泄・朝の会 | 朝の会 |
| 10時 | 保育活動 室内・戸外で遊ぶ 排泄・手洗い・着替え | 保育活動 室内・戸外で遊ぶ |
| 11時 | 給食 | 排泄・手洗い・着替え・給食 |

| | | |
|--------|-----------------|---------------------------------|
| 12時30分 | | 排泄・午睡 |
| 1時 | 午睡 | ※5歳児の午睡のない日は年齢別保育 目覚め・排泄・手洗い |
| 2時45分 | 目覚め・排泄・手洗い | |
| 3時 | おやつ | おやつ |
| 3時30分 | 帰りの会 | 帰りの会 |
| 4時30分 | 排泄・降園準備 順次降園 | 排泄・降園準備 順次降園 |
| 4時45分 | 夕方の保育へ | 夕方の保育へ |

12 給食について

| | |
|------------|--|
| 当園の給食の方針 | <p>保育園の特色のあるサービスとして食事を楽しくおいしく食べられることが園児の脳の発達に直接関与することを理解し家庭と保育園の双方で食事のバランスを質・量・時間等あらゆる角度から検討し、生活の中に取り入れていくことを基本とする。給食の形態によってバイキング方式を取り入れ、園児ひとり一人が自分に合った量が取れるように配慮する。</p> <p>化学調味料は使わず、天然だしを使用し、素材の持ち味を大切に、薄味を心がける。市販のお菓子はほとんど使わず、おやつは毎日手作りとする。</p> |
| 昼食・おやつ | 保護者には、前月末に献立表をお配りします。 |
| アレルギー等への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(又は指示書)を保育園に提出してください。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応します。 ・保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー対応ガイドブック参照 |
| 衛生管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアル等で全職員に周知しています。 ・調理員のみならず全職員は毎月検便を行っています。 |
| 入園時のお願い | <ul style="list-style-type: none"> ・園で使用する食材に関して、食べていない食材があれば事前にご家庭で試していただくよう、お願いいたします |

栄養給与目標(給食・おやつで摂りたい栄養量目安)

| | エネルギー Kcal | 淡白質 g | 糖質 g | カルシウム mg | 鉄分 g | ビタミン | | | | 食塩相当量 (g) | 食物繊維総量 (g) | 炭水化物エネルギー比 (%) | 脂肪エネルギー比 (%) | 蛋白質エネルギー比 (%) |
|-------|---------------|-----------|-----------|-------------|---------|----------------|----------|----------|---------|--------------|---------------|-------------------|-----------------|------------------|
| | | | | | | A(μg) RE 当量 | B1 mg | B2 mg | C mg | | | | | |
| 1~2歳児 | 475 | 15.4~22.0 | 10.6~15.9 | 178 | 1.8 | 160 | 0.2 | 0.3 | 14.4 | 1.8 | 4 | 50~65 | 20~30 | 13~20 |
| 3~5歳児 | 594 | 19.3~27.5 | 13.2~19.8 | 220 | 2.2 | 200 | 0.3 | 0.8 | 18 | 2.3 | 5 | 50~65 | 20~30 | 13~20 |

13 入園時に必要な書類等

- (1) 児童表、入園までの生活状況表
- (2) 家庭状況書
- (3) 離乳食の確認・食材チェック表(0歳児)
- (4) 入園児健康調査
- (5) 園児健康管理表、予防接種歴・罹患歴調査票

※個人情報については、鍵のかかるキャビネットにて保管・管理します。

※入園の際、書類の提出をお願いしていますが、個人情報については園生活をスムーズにするためのみに使用します。取扱いに関しては、慎重に行いますのでご理解とご協力をお願いします。

※お子さんの名前・生年月日・写真など個人情報になるものは、取扱いに十分注意しますが、園だより・クラス掲示などで紹介させていただくことがあります。支障のある方は事前にお知らせ下さい。

※本園の入所資格は児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に該当する者であること。(保護者の労働、疾病等) ただし、定員に余裕のある場合は私的契約により入園させることができる。

※次に該当したときは退所させることができる。

ア 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による入園理由が解消したとき

イ 私的契約により入園した園児で保護者が理由なく保育料を 3 ヶ月以上滞納したとき

ウ その他保護者が居住する市町村と協議の上退所が適当と認められたとき

14 保護者と保育園の連絡について

- (1) むさしの保育園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすために、保護者と保育園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えています。保育所での状況やご家庭での状況を相互に連絡し合うために、連絡帳を活用します。体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様の園での様子や、ご家庭での様子、伝達事項や質問事項等、活用しています。
- (2) 毎月 1 回、園だよりとクラスだより・献立表を発行します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。アレルギー児のお子さんの献立表は、お一人ずつ、お渡ししています。
- (3) 健康の記録について
入園後に、健康の記録をお渡しします。管理は園で行い、卒園・退園時にお渡しします。身体測定や各健診結果を記入してお渡ししますのでサインをして翌日必ず園に戻してください。また、予防接種の追加などはその都度記入してお知らせください。
- (4) 緊急連絡先(保護者)は各書類に明記し、いつでも連絡がとれるようにして置いて下さい。
- (5) 住所・勤務先・電話番号の変更があった場合は、必ず園に連絡して下さい。
- (6) 掲示板や、各クラスボードは毎日確認しましょう。また、急いでメールやホームページは定期的を確認しましょう。

15 健康診断について

| | | |
|----------|--|--------------|
| 春季・秋季 | 内科健診全園児実施 年 2 回 | 健康の記録記載後保護者へ |
| 春季 | 歯科健診全園児実施 年 1 回 | 健康の記録記載後保護者へ |
| 0,1 歳児健診 | 毎月 1 回実施 | 健康の記録記載後保護者へ |
| 身体測定 | 毎月、0 歳児～5 歳児 | 健康の記録記載後保護者へ |
| その他 | お子様の日頃の様子で心配なことや気になる症状があるときは、0,1 歳児健診の際に、園医に診て頂くか、質問して解決できるようにしています。 | |

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、蔓延しないように、国の「保育所における感染症ガイドライン」の手引きに沿っ

て予防のための衛生管理を適切に実施します。

園での予防対策・・・手洗いとうがい徹底します。

- ・保健だより等で保護者と情報を共有し、感染症については掲示板にてお知らせします。
- ・嘔吐等が発生した場合は他の園児を避難させ、換気を充分にし、処理は速やかに行うとともに、発生場所の消毒(室内・床・玩具等)を徹底します。

17 保護者の負担について

- (1) 体育着を3歳児から購入して頂いています。
 - ・半袖シャツ ¥1,690～ サイズにより金額が異なります。(2023年5月より¥2,000～)
 - ・半パンツ ¥1,190～ サイズにより金額が異なります。(2023年5月より¥1,600～)
- (2) 行事や園での日常の保育の記録として、写真屋さんにて年数回来ていただいています。
写真購入に関しては、保護者と写真屋さんとのやり取りになります。
- (3) 延長保育については、日々利用の場合は当日支払い、定期利用の場合は月末に集金し、集金袋にて徴収しています。
- (4) 幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラスから副食費 ¥4500 を毎月徴収しています。免除世帯の方は、役場にお問い合わせください。

18 登園・降園にあたって、留意していただくこと

- (1) 登園は9時10分までにお願いします。
- (2) お休みや登園が遅れる時は当日9時までに連絡してください。
- (3) 事故防止のため、保護者の方の送り迎えをお願いします。
- (4) 送迎の際は、必ず保育士又は職員に声をかけてください。
- (5) お迎えが遅れるときや、いつもと違う方のお迎えの時は事前にご連絡ください。連絡がない場合はお渡しできません。(18歳未満不可)
- (6) 登園前と帰宅後の視診はしっかり行いましょう。
- (7) 健康状態を把握して下さい。
 - ・子どもの平熱を知っておきましょう。
 - ・毎朝、検温して下さい。
- (8) 日々の睡眠・食事に、規則正しい生活リズムが大切です。
- (9) お子様の体調の悪い時は、家庭での早めの処置と休養をとりましょう。
- (10) 保育園での発熱や感染症の疑いがある場合は流行を防ぐ為にも、お迎えをお願いする事があります。
- (11) 熱が38℃以上ある場合、ご家庭で十分な休養を取るようして下さい。また、登園後、38℃以上となつた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。
- (12) 麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に登園許可証を記入してもらい登園してください。
- (13) 感染症の病気の場合は、登園できません(詳しくは、別紙参照)
- (14) 朝ごはんは、しっかり摂りましょう。
- (15) 入園して集団生活を体験する事により、慣れるまでに個人差が見られます。家庭と園とで連携を取りながら無理のないよう進めていきます。
- (16) 保育園の駐車場について

車で送迎される方は向かいの武蔵野コミュニティセンターの駐車場がご利用できます。ただし送迎のみの契約ですので、速やかに出庫してください。一般の方も利用しますのでご迷惑が掛からないようお願い致します。

19 緊急時の対応について

- (1) 保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡し、主治医又は嘱託医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承下さい。

| | | |
|-------|---|--|
| 園医 | 小児科 | しみず小児科・内科クリニック 福生市牛浜 5-1 TEL: 042-513-3375 |
| (嘱託医) | 歯科 | 山岸歯科医院 瑞穂町南平2丁目 4-11 TEL: 042-557-7567 |
| 消防署 | 福生消防署瑞穂出張所 瑞穂町大字箱根ヶ崎 2353 TEL: 042-556-0119 | |
| 警察署 | 福生警察署 福生市加美平 3 丁目 25 番地 TEL: 042-551-0110 | |
| 町役場 | 瑞穂町役場 瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地 TEL: 042-557-0501 | |

20 非常災害時の対策・防犯対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時に関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すると共に毎月1回以上避難・消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

| | |
|-------|---|
| 消防計画 | 福生消防署瑞穂出張所 平成 30 年 4 月 12 日 届出 |
| 防火管理者 | 園長 |
| 避難訓練 | 毎月 1 回 避難訓練(火災・地震)、年 1 回引き渡し訓練 |
| 防火設備 | 消火器、火災報知器、誘導灯など |
| 防犯設備 | 学校 110 番(非常通報装置)・正門電気錠 |
| 避難場所 | 第一避難場所:むさしの保育園庭 第二避難場所:武蔵野コミュニティグランド |

21 賠償責任保険の加入状況

| | |
|-------|---|
| 保険の種類 | 保育の保険(有限会社ゼンポ・東京海上日動火災保険株式会社) |
| 保険内容 | 地震セット(0157 等特定感染症・地震等天災危険保障コース・保育中の怪我保障) |
| 加入人数 | 120 名 |
| 加入期間 | 4 月 1 日午後 4 時から翌年 4 月 1 日午後 4 時まで |
| 保険金額 | 園賠償責任(施設賠償) 対人 1 名・1 事故 10 億円・対物 1 事故 1,000 万円 (生産物賠償) 対人 1 名・1 事故・期間中 10 億円・対物 1 事故 1,000 万円 ※生産物賠償:製品や販売品による事故の賠償 |

| | |
|------|--|
| | 行事ごとの保護者向けのアンケートを実施し、結果を公表 |
| 外部評価 | 実施方法: 第三者評価を受審 実施回数: 3年に1回は実施 公表委託先: 東京福祉ナビゲーション |

23 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

(1) むさしの保育園 相談・苦情対応

- ・相談・苦情受付担当者: 主任保育士 TEL 042-554-1284
- ・相談・苦情解決責任者: 園長 TEL 042-554-1284
- ・第三者委員: 平沢澄子・水尾増代 TEL 042-552-1538(平沢)
- ・受付方法: 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

(2) 保育園以外に、区市町村の相談・苦情受付窓口があります。

- ・瑞穂町役場福祉部子育て応援課 子ども家庭支援センター係 TEL 042-568-0051
- ・東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会
千代田区神田駿河台1-8東京YMCA会館3階 TEL 03-5283-7020

24 地域の育児支援について

○一時保育・園庭開放・園見学・体験保育・行事参加の受け入れ(日曜日・祝日を除く)

○ボランティア・職場体験・実習の受け入れ(小中高大学生受入れ)

○子ども家庭支援センター

お子さんの育児のことで、お困りのこと、気になることはありませんか？子どもと家庭の関することなら何でも相談できます。(子育てが難しい・ことばが遅い・遊びや興味にかたよるなど)

《お問い合わせ》 042-568-0051

○児童虐待の防止等に関する義務

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通報しなければならない」

(児童虐待の防止等に関する法律・第6条)

※虐待を受けた疑いのある児童を発見した人すべてに、通告の義務が課せられています。

<通報> 立川児童相談所 042-523-1321

<通告・相談> 瑞穂町子ども家庭支援センター 042-568-0051

25 プライバシーポリシー

むさしの保育園では、園児及び保護者の人権・プライバシーを保護するため、個人情報保護法及びその他関係法令を遵守し、当法人の各園に於ける個人情報保護の方針(以下「個人情報保護方針」といいます。)に従い、個人情報の適切な管理・運営に努めます。

なお、個人情報保護方針については、当法人が定める個人情報管理規定とともに「社会福祉法人高峰福祉会本部」のホームページ中に「公開情報」として記載予定です。

★保護者の皆様へのお願い★

☆薬について☆

保育園は、子ども達の生活の場であり、治療を目的とした薬剤は、原則としてお預かりしておりません。病院にかかる場合には、園に通っていることを伝えたくて、処方回数を1日2回に変更できないかなど担当医師にご相談下さい。
* お薬を飲んで登園しているときは必ずお知らせ下さい。

熱性けいれんや慢性疾患に関する薬につきましては看護師にご相談下さい。

☆健康の記録について☆

* 個人の健康発達記録です。
* 卒園まで使用します。紛失の場合は、ご購入して頂くことになりますので大切に管理して下さい。
* 予防接種後や感染症に罹ったらその都度記入して下さい。
* 毎月の身体測定、春・秋の健康診断、歯科健診等の結果を記載しお知らせします。ご覧になられましたら確認の印をつけて速やかにお戻し下さい。

☆このような時はご連絡致します☆

病気になった時

* 発熱(38℃以上)、下痢・嘔吐、腹痛、喘息発作、けいれん発作、感染症を疑う症状など体調が悪いときは、お迎えをお願いしています。

怪我をした時

* 受診が必要な怪我の場合は、保護者の方に連絡を入れてから医療機関を受診します。状況によっては、医療機関を受診する方を優先させていただきますのでご了承下さい。

☆予防接種について☆

保育園は、子ども達がともに過ごす集団生活の場です。また、妊娠されているお母さん方もいます。感染から守るために、予防接種のスケジュールを確認し、必ず受けられますようご協力をお願いします。



☆集団生活における登園のめやす

保育園での感染症による蔓延を防ぐために下記の項目のご理解とご協力をお願いします。

・下痢・嘔吐、また高熱(38℃以上)の時は症状が治まって**24時間が経過してからが登園のめやす**となります。(保育所における感染症対策ガイドラインより)

・嘔吐、下痢で汚れた衣類は園では洗えないため(行政からの指示により)汚物が付着したまま、お返し致します。お洗濯は汚物を落とした後、**消毒して**からお洗濯をお願い致します。(消毒液に10分以上浸ける)

☆お休みの連絡☆

・お休みの場合は9時までに連絡をお願い致します。



保育所における感染症について

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出を、お願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能となる状態となつてからの登園であるよう、ご配慮下さい。

<医師用>

| | |
|--|--------|
| 意見書 | |
| 保育所施設長殿 | 入所児童氏名 |
| 病名「 」 | |
| 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。 | |
| 年 月 日 | |
| 医療機関 | |
| 医 師 名 | 印又はサイン |

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 当園のめやす |
|----------------------------|--------------------------------------|--|
| 麻疹(はしか) | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過してから |
| インフルエンザ | 症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児に至っては、3日経過していること) |
| 風しん | 発しん出現の前7日から後7日間くらい | 発しんが消失してから |
| 水痘(水ぼうそう) | 発しん出現1~2日間から痂皮形成まで | すべての発しんが痂皮化してから |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | | 感染のおそれがなくなってから |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 発熱・充血等の症状が出現した数日間 | 主な症状が消え2日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 充血・目やに等の症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う) |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111) | | 症状が治まり、かつ、抗菌薬のよる治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 急性出血性結膜炎 | | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

保育所における感染症について

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。

<保護者用>

| | |
|---------------------------------------|--------|
| 登園届(保護者記入) | |
| 保育所施設長殿 | |
| 入園児童氏名 | |
| 病名「 | 」と診断され |
| 年 月 日 医療機関「 | 」において |
| 症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。 | |
| 保護者名 | 印又はサイン |

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 当園のめやす |
|------------------------------|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑 (リンゴ病) | 発しん出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 嘔吐・下痢等の症状が始まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状泡疹 | 水泡を形成している間 | すべての発しんが痂皮化してから |
| 突発性発しん | | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

食物アレルギーのあるお子さんに安全な給食を提供するために

当法人では平素より「食育」に重点を置き全ての活動をそこに集約する努力をしております。食を通して健全な子どもたちを育成するためには日常的に食べる物の安全性が重要です。そこで、当法人では、各園とも以前より食物アレルギーのあるお子さまに対する給食は、食物アレルギーの除去食ならびに代替食を用意してまいりました。また、今後とも、子どもたちの健全な発育を促すために用意させて頂く予定です。食物アレルギーの除去食ならびに代替食を希望される方は、以下の各項目についてご協力ください。

1. 除去食ならびに代替食の提供に当たっては、正しい診断に基づいた必要最小限の原因食物の除去を原則とするために、日本アレルギー学会専門医を受診して頂き食物負荷試験をもとに「食物アレルギー生活管理指導表(診断書)」と「食物アレルギー検査結果」を提出してください。献立の作成及び調理の際、食物アレルギーの原因となる食品を特定除去するために必要となります。
2. 食物アレルギーの検査結果ならびに指示書(診断書)に除去すべき記載のない食品につきましては、除去することは致しません。
3. 医師より、給食調理について別室の必要ありと指示された場合には、給食室から一切の食品の提供を行うことができません。(茶・水・菓子等を含みます)お弁当と水筒を持参して登園して下さい。
4. 緊急時の対応として、医師の指示により食物アレルギー対応のための内服薬・アドレナリン自己注射薬をお預かりして与薬することが必要な場合には「主治医による与薬依頼書」をご提出下さい。お薬をお預かりするにあたり、お薬の取り扱い等について看護師がご相談させて頂きますので、ご協力をお願い致します。
5. 食物アレルギーに対応するための書類提出のための、受診、検査並びに書類の作成にかかる費用は保護者負担でお願いします。

月齢別一日の流れ

| 月令 | ～4ヶ月 | 5ヶ月～6ヶ月 | 7ヶ月～8ヶ月 | 9ヶ月～18ヶ月 |
|-----------|-----------------------------------|------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 家庭 | めざめ ミルク | めざめ ミルク | めざめ ミルク | めざめ 離乳食 |
| 7時半 | 朝の保育 | 朝の保育 | 朝の保育 | 朝の保育 |
| 8時半 | 順次登園 | 順次登園 | 順次登園 | 順次登園 |
| | 視診・検温 | 視診・検温 | 視診・検温 | 視診・検温 |
| | おむつ交換 | おむつ交換 | おむつ交換 | おむつ交換 |
| | | 遊び・睡眠 | 好きな遊びする | 好きな遊びする |
| | | 外気浴 | | おやつ |
| 10時 | ※個々の生活リズムに合わせ、ミルクや麦茶などを飲ませる | おむつ交換 離乳食 ミルク | 水分補給 離乳食 ミルク | 水分補給 戸外で遊ぶ おむつ交換 離乳食 |
| 11時 | ※おむつ交換を適時行い、快適にすると共に充分睡眠がとれるようにする | 遊び・睡眠 | おむつ交換 午睡 ※個々のリズムに合わせて、ゆったり過ごさせる | おむつ交換 午睡 |
| 1時 | | ※個々のリズムに合わせて、ゆったり過ごさせる | ミルク | |
| 3時 | | おむつ交換 ミルク | めざめ おむつ交換 ミルク | めざめ おむつ交換 おやつ |
| | 降園準備 | 降園準備 | 降園準備 | 降園準備 |
| | | 順次降園 | 順次降園 | 順次降園 |
| 4時 45分 | 夕方の保育へ | 夕方の保育へ | 夕方の保育へ | 夕方の保育へ |
| | 離乳準備期 | (1回食) | (2回食) | (3回食) |
| 家庭 | ミルク 入浴 | ミルク 入浴 | 離乳食 入浴 | 離乳食 入浴 |



年齢別一日の流れ



| 年齢 | | 1, 2歳 | 3, 4, 5歳 |
|----|--------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 家庭 | | 朝食 | 朝食 |
| | 7時30分 | 朝の保育 | 朝の保育 |
| | 8時30分 | 順次登園 | 順次登園 |
| | | 身支度をする 好きな遊びをする 手洗い おやつ・水分補給 | 身支度をする 各コーナーで好きな遊びをする 排泄 |
| | 9時30分 | おむつ交換・排泄・朝の会 | 朝の会 |
| | 10時 | 保育活動 室内・戸外で遊ぶ 排泄・手洗い・着替え | 保育活動 室内・戸外で遊ぶ |
| | 11時 | 給食 | 排泄・手洗い・着替え・給食 |
| | 12時 | 午睡 | |
| | 12時30分 | | 排泄・午睡 ※5歳児の午睡のない日は 年齢別保育 |
| | 1時 | | |
| | 2時45分 | 目覚め・排泄・手洗い | 目覚め・排泄・手洗い |
| | 3時 | おやつ | おやつ |
| | 3時30分 | 帰りの会 | 帰りの会 |
| | 4時30分 | 排泄・降園準備 順次降園 | 排泄・降園準備 順次降園 |
| | 4時45分 | 夕方の保育へ | 夕方の保育へ |
| 家庭 | | 夕食 入浴 | 夕食 入浴 |

年間行事予定

| | | | | | |
|--|--|---|--|---|---|
| <p>4月</p>  | <p>・保護者懇談会</p> | <p>入園式</p>  | <p>進級式</p>  | <p>交通安全教室</p>  | |
| <p>5月</p>  | <p>・個人面談 ・保護者懇談会</p> | <p>春の健康診断</p>  | <p>春の遠足 (4, 5歳)</p>  | <p>歯科検診</p>  | |
| <p>6月</p>  | <p>・個人面談 ・保護者懇談会</p> | <p>虫歯予防デー</p>  | | | |
| <p>7月</p>  | <p>・個人面談</p> | <p>七夕</p>  | <p>縁日ごっこ</p>  | | |
| <p>8月</p>  | <p>水遊び (乳児の様子)</p>  | | <p>プール遊び (幼児の様子)</p>  | | |
| <p>9月</p>  | <p>・保育参観</p> | <p>引き渡し訓練 (全園児)</p>  | <p>鱒の掴み取り (4・5歳)</p>  | <p>ゆり組お楽しみ会</p>  | |
| <p>10月</p>  | <p>・保育参観</p> | <p>運動会 (幼児)</p>  | <p>秋の健康診断</p>  | <p>さつま芋掘り (幼児)</p>  | <p>演劇鑑賞</p>  |
| <p>11月</p>  | <p>・保育参観</p> | <p>実り会</p>  | <p>勤労感謝 (幼児)</p>  | <p>秋の遠足 (幼児)</p>  | |

年間行事予定

| | | | | |
|--|---|---|--|--|
| <p>12月</p>  | <p>生活発表会</p>  | <p>クリスマス会</p>  | | |
| <p>1月</p>  | <p>・保護者懇談会 ・個人面談(5歳児)</p> | <p>ゆり組ふれあい週間</p>  | | |
| <p>2月</p>  | <p>・保護者懇談会 個人面談(5歳児)</p> | <p>節分</p>  | <p>サッカー大会 (5歳児)</p>  | <p>お店屋さんごっこ</p>  |
| <p>3月</p>  | <p>卒園式</p>  | <p>お別れ遠足 (5歳児)</p>  | <p>お別れ会</p>  | |
| <p>誕生会</p> | <p>誕生児紹介</p>  | <p>職員の出し物</p>  | <p>誕生会の様子</p>  | |
| <p>音育指導 体育指導 探検隊</p> | <p>音育指導 (乳幼児)</p>  | <p>体育指導 (幼児)</p>  | <p>探検隊 (5歳児)</p>  | <p>探検隊 (5歳児)</p>  |

【その他】

※毎月、誕生会・身体測定・布団乾燥・0, 1歳児健診があります。

※月2回、専任講師による、音育指導

※毎週1回、幼児クラスのみ専任講師による、体育指導

※年間4回、5歳児のみ専任講師による、探検隊(自然観察指導)

※心理・発達 of 専門家による巡回・育児相談(予約制)

※園だより・献立表・ほけんだより・給食だより・クラスだよりは毎月発行(ホームページ)

※保育参観…2,3,4,5歳児クラス対象 各クラス1日1名ずつ

【写真販売について】

- 購入方法
写真屋さん(チャイルドスター)が撮影後インターネットサイトやパスワードを記載したプリントを園で配布します。
プリントに沿ってインターネット上で閲覧購入手続きをし、仕上がり次第むさしの保育園職員から手渡しする予定です。

※外部に漏れる事のないよう大切に保管して下さい。

【ホームページ閲覧について】

園だより、写真の掲載は、全園児が掲載されるとは限りません。
あくまでも園の様子をお知らせする為のものです。
但し、写真の掲載を希望されない方は申し出て下さい。
掲載のないよう配慮させていただきます。

■掲載目的

- ・日々の活動の様子を幅広くご家族の方々にご理解頂くため

■掲載する場所

- ・ホームページ <http://www.coho.jp/nursery-musashino/>

■「園だより」ページ閲覧認証

閲覧用 ID:tayori

パスワード :20musashino23

【注】ID・パスワードは外部に漏らさず、大切に保管するようにして下さい。

【急いで(緊急)メールについて】

緊急情報を、迅速かつ正確な情報提供を目的として急いでメール一斉送信を導入しております。

保護者の方の携帯電話のアドレス登録をお願い致します。

アドレスの登録方法につきましては、お持ちの携帯電話のメール機能から、空メールを送信して登録して頂く様になっております。

詳しくは配布の取扱説明書をご参照下さい。



【着用不可の衣類】

- ・スカート
- ・ワイドパンツ
- ・ワイドなキュロット
- ・ワンピース
- ・チュニック(お尻が隠れるようなロング丈の物)
- ・スカッツ(パンツ付きのスカート)
- ・サルエル
- ・ダメージジーンズ(穴の開いた物)
- ・フード付き衣類
- ・紐付きの衣服(襟元、袖、裾などについているもの)
- ・ビーズ、スパンコールなど付いた衣類
- ・ランニングシャツ、タンクトップ(下着は可)
- ・外遊び用の厚手のダウンジャケット
(例:薄手フード無しは可)

★遊具に引っかかると危険!!

【おもちゃ類の持ち込み不可】

★紛失、トラブルの原因!!

- ・キーホルダー(通園バックにつける事も不可)
- ・カード
- ・シール
- ・玩具類

★紛失、トラブルの原因!!

【髪飾り不可の物】

- ・飾りのついたゴム、ヘアピン(破損、接触時の怪我)
- ・大きなシュシュ(帽子が被れない)

【注】上記の着用がある場合は、**トラブル**や**危険**を伴う為活動を制限させて頂く場合があります。ご了承下さい。

【特殊な髪形・ヘアカラー不可】

- ・髪形などの指定はありませんが、特殊な髪形はご遠慮下さい。
- ・子どものヘアカラーは禁止とさせていただきます。

【汚れ物の衣類について】

- ・嘔吐、下痢、血液、排便などで汚れた衣類は、感染拡大防止の為そのままお返しします。

【下着(パンツ)の貸し出し、返却について】

下着(パンツ)の貸し出しは、衛生面を考慮し、**新品(未使用)の貸し出し**
返却は新品(未使用)の物でサイズは同等の物
但し、質・柄・模様は問いません。返却の期日は1週間以内

【写真・動画撮影について】

- ・通常保育中の園児の写真、動画撮影は出来ません(掲示されている写真撮影も同様)
(SNS等への投稿はお控え下さい)

【土曜日保育利用について】

- ・土曜保育を希望される方は利用する週の木曜日 正午まで申し出て下さい。

午睡用ふとんの貸し出しについて

◎全園児 園の敷布団を貸し出します。



<準備する物>

◎敷布団カバー（カバーのサイズは下記のサイズをご覧ください）

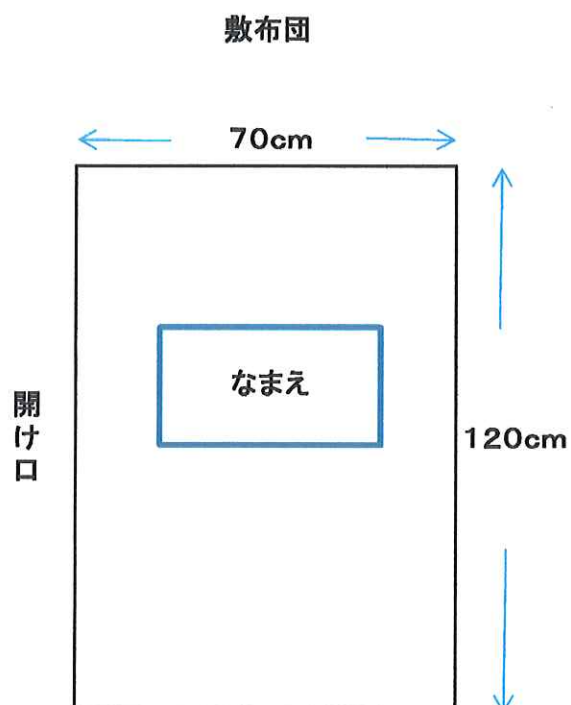
◎冬用ベビー綿毛布（綿100%、コットン100%）

◎夏用バスタオル又はタオルケット（1枚） * 0歳児クラスは2枚

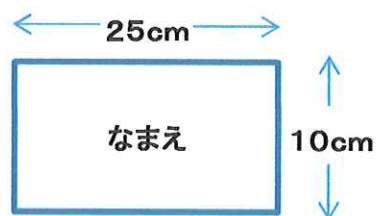
★全ての物に下記のカバーと同じように名前を付けてください。

<カバーのサイズ>

※カバーに名前を付けていただきますが、半分にたたんだ時に、名前が見えるようにつけて下さい。



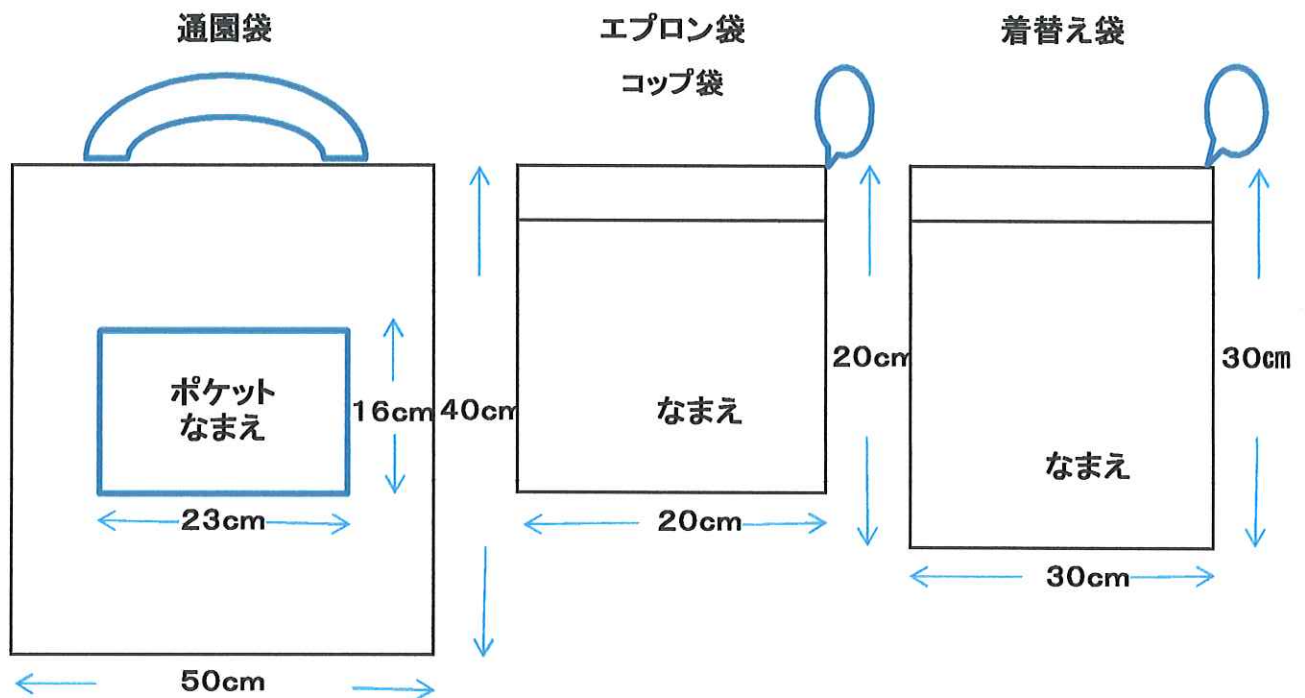
※カバー類は、金曜日に持ち帰りますので、洗濯をして、月曜日に各自でカバーを掛けて下さい。



※市販されているカバーサイズ(横75×縦125)

0, 1歳児入園時に用意していただく物

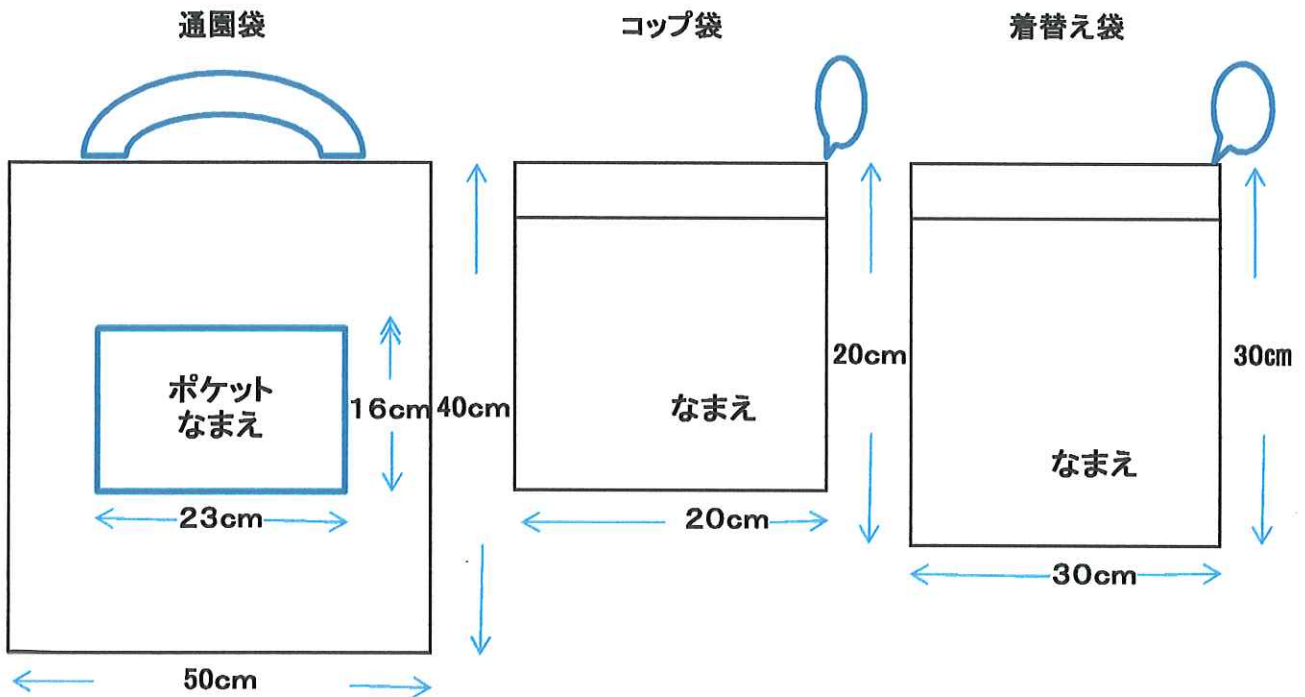
- ♪ 通園袋
- ♪ シーツ・掛けタオル又は毛布 * 詳細はP.20参照
- ♪ エプロン袋(洗濯出来る物)・エプロン2枚
- ♪ コップ(名前はコップの底ではなく、見やすい所を書いて下さい)
- ♪ コップ袋(コップが入る大きさの物)
- ♪ 着替え袋
- ♪ 紙おむつ、おしり拭き
- ♪ 着替え(ズボン・半又は長袖シャツ・下着 各3組 靴下1足)* 個人ロッカーに常備
- ♪ ビニール袋 中サイズのもの(25×30cm)1束 ※便・汚れ物入れ用
- ♪ スーパーの袋 1束 *オムツバケツ用(横19cm×縦33cm)
- ♪ 上着(フックにかけられるように、えり元にループを付けて下さい)



- ♣ 持ち物・衣類のすべてに、フルネームをはっきりと書いて下さい。
- ♣ 着替え袋に、着替え(ズボン・半又は長袖シャツ・肌着・オムツ)を入れて毎日お持ち下さい。(個人ロッカーに常備する衣服とは別に用意してください)
- ♣ 紙おむつの後ろ側に必ず名前を記入して下さい(登園時着用してくるおむつも同様)
- ♣ 毎日、通園バックの中のチェックをして下さい。(お知らせプリント・おたより・衣類等)(汚れた衣類を持ち帰った時は、必ず衣類の補充をして下さい)

2歳児入園時に用意していただく物

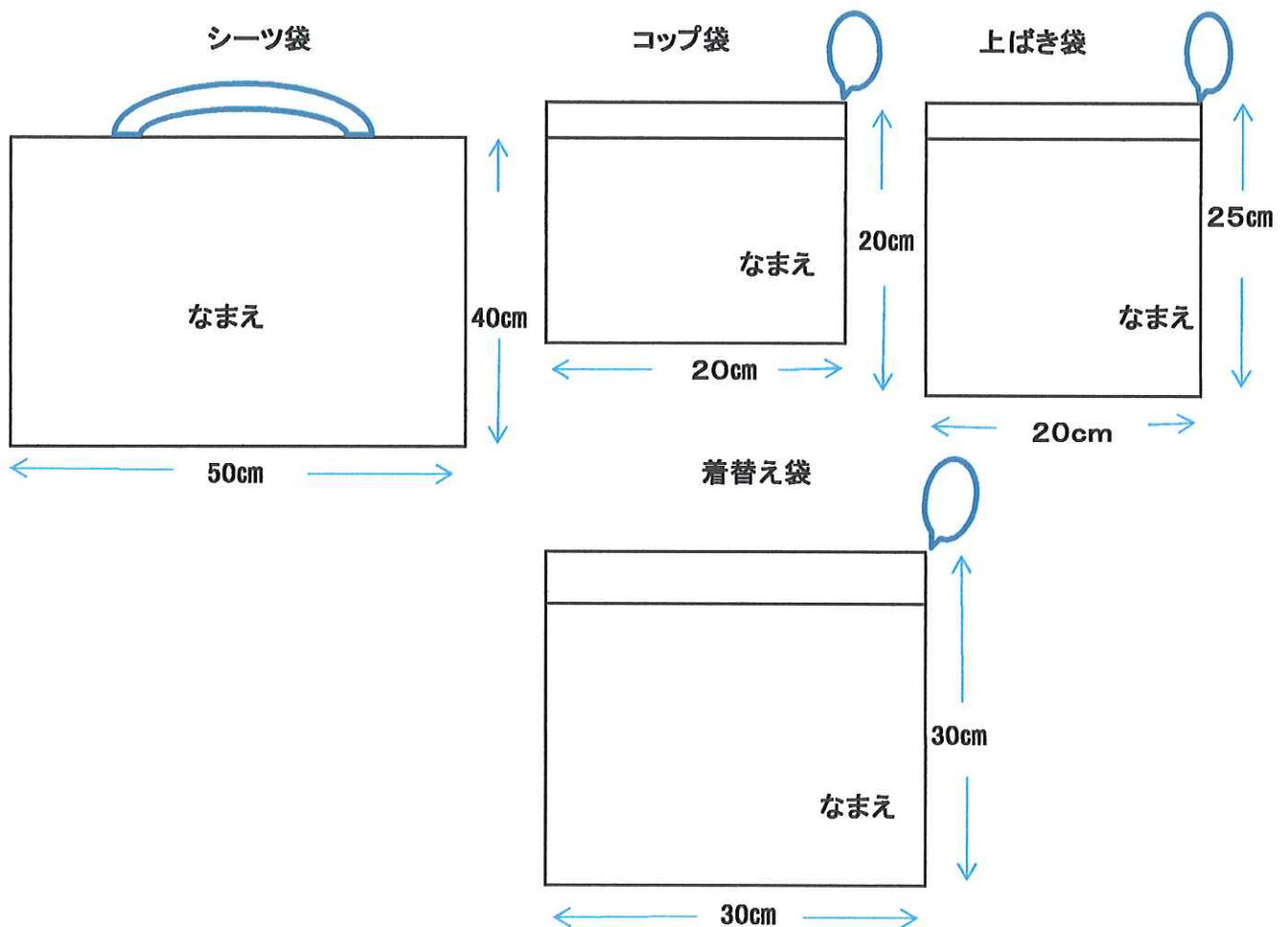
- ♪ 通園袋
- ♪ シーツ・掛けタオル又は毛布 * 詳細はP.20参照
- ♪ コップ(名前はコップの底ではなく、見やすい所を書いて下さい)
- ♪ コップ袋(コップが入る大きさの物)
- ♪ ループ付きハンドタオル
- ♪ 着替え袋
- ♪ 着替え(ズボン・半又は長袖シャツ・下着各2組 靴下1足) * 個人ロッカーに常備
- ♪ ビニール袋 大サイズのもの(30×40cm)2束
- ♪ 上着(フックにかけられるように、えり元にループを付けて下さい)



- ◆ 持ち物・衣類のすべてに、フルネームをはっきりと書いて下さい。
- ◆ 着替え袋に、着替え(ズボン・半又は長袖シャツ・肌着)を入れて毎日お持ち下さい。
- ◆ 紙おむつには必ず名前を記入して下さい(登園時着用してくるおむつも同様)
- ◆ 毎日、通園バックの中のチェックをして下さい。(お知らせプリント・おたより・衣類等)
(汚れた衣類を持ち帰った時は、必ず衣類の補充をして下さい)

3歳児入园時に用意していただく物

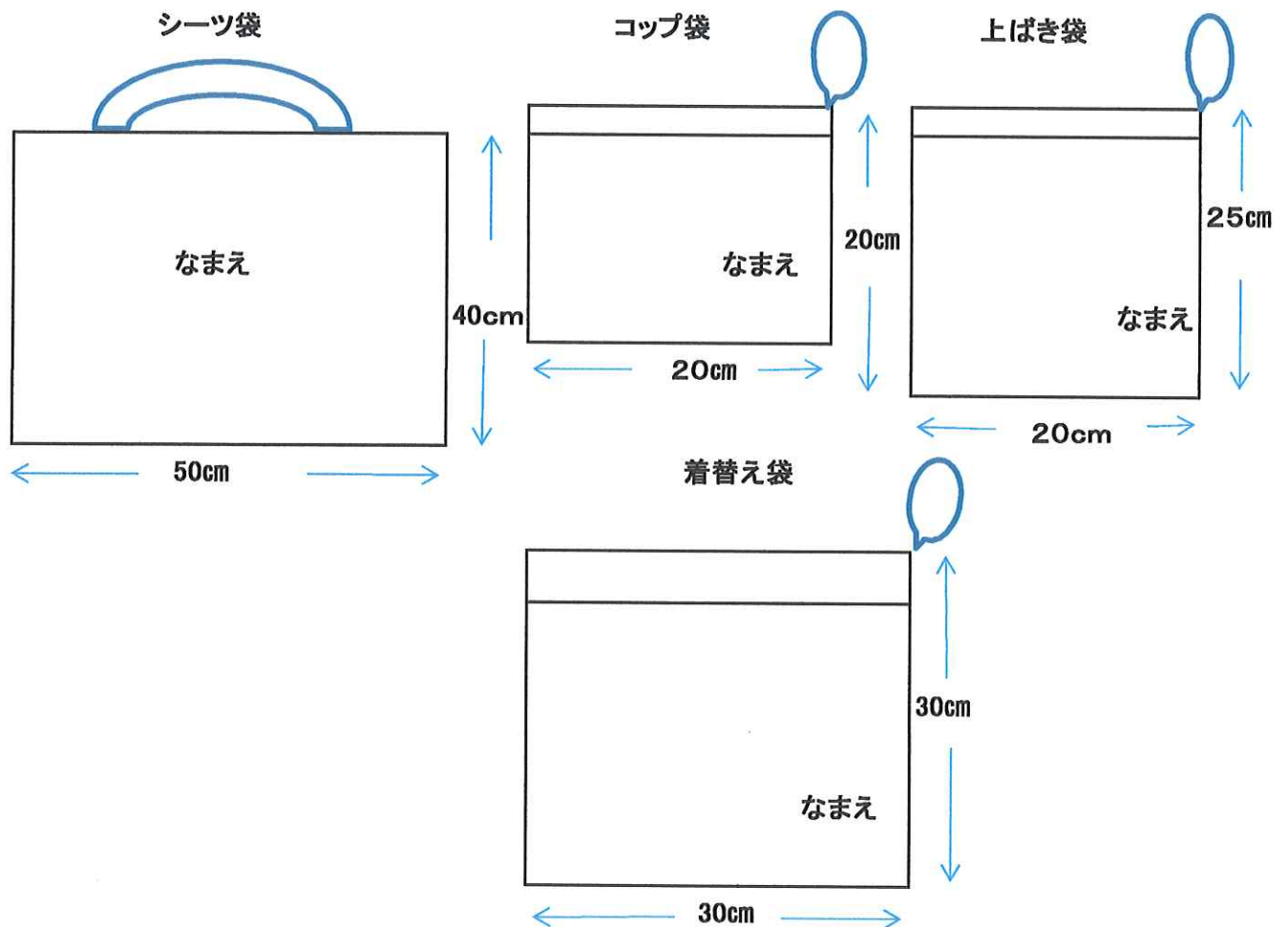
- ♪ リュック(肩ひもズレ防止のフロントベルトが付いているもの)
- ♪ シーツ袋(シーツ・掛けタオル又は毛布を入れる) * 詳細はP.20参照
- ♪ 上ばき・上ばき袋
- ♪ 着替え(ズボン・半又は長袖シャツ・下着・靴下) * 個人ロッカーに常備
- ♪ ループ付きハンドタオル
- ♪ コップ(名前の記入はコップの底ではなく、見えるところに記入)
- ♪ コップ袋(コップが入る大きさの物)
- ♪ ビニール袋 大 (30×40cm) 1束
- ♪ 上着(フックにかけられるように、えり元にループを付けて下さい)



- ◆ 持ち物・衣類のすべてに、フルネームをはっきりと書いて下さい。
- ◆ 着替え袋に、着替え(ズボン・半又は長袖シャツ・肌着)を入れて毎日お持ち下さい。
- ◆ 毎日、通園バックの中のチェックをして下さい。(お知らせプリント・おたより・衣類等)
(汚れた衣類を持ち帰った時は、必ず衣類の補充をして下さい)

4, 5歳児入園時に用意していただく物

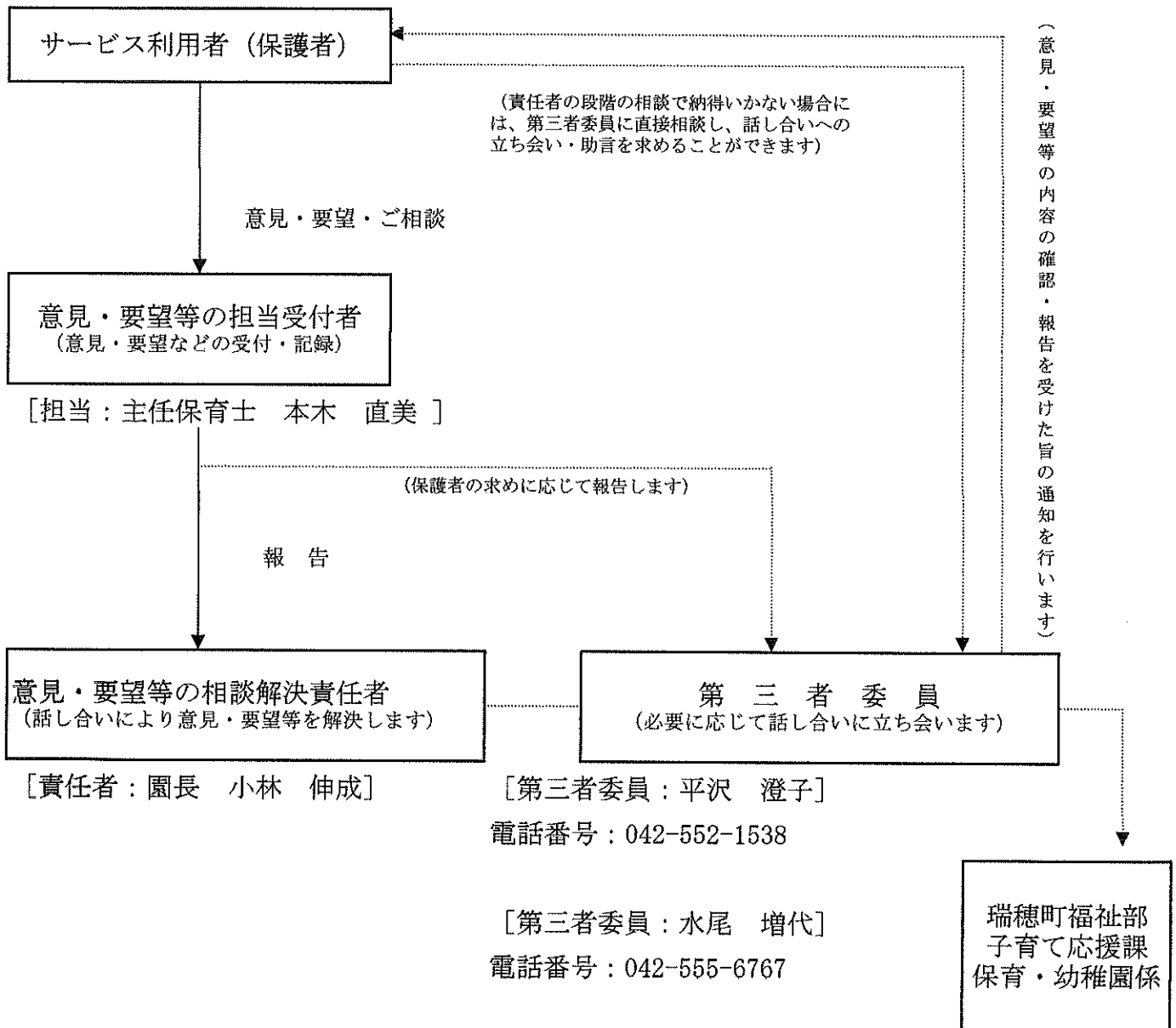
- ♪ リュック(肩ひもずれ防止のフロントベルトが付いているもの)
- ♪ シーツ袋(シーツ・掛けタオル又は毛布を入れる) * 詳細はP.20参照
- ♪ 上ばき・上ばき袋
- ♪ 着替え(ズボン・半又は長袖シャツ・下着・靴下) * 個人ロッカーに常備
- ♪ ループ付きハンドタオル
- ♪ コップ(名前の記入はコップの底ではなく、見えるところに記入)
- ♪ コップ袋(コップが入る大きさの物)
- ♪ ビニール袋 大 (30×40cm) 1束
- ♪ 上着(フックにかけられるように、えり元にループを付けて下さい)



- ◆ 持ち物・衣類のすべてに、フルネームをはっきりと書いて下さい。
- ◆ 着替え袋に、着替え(ズボン・半又は長袖シャツ・肌着)を入れて毎日お持ち下さい。
- ◆ 毎日、通園バックの中のチェックをして下さい。(お知らせプリント・おたより・衣類等)
(汚れた衣類を持ち帰った時は、必ず衣類の補充をして下さい)

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法人高峰福祉会
瑞穂町立むさしの保育園



※相談解決の結果（改善事項）は、文書で責任者よりご報告申しあげます。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、東京都社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

(運営適正化委員会の連絡先： 03-5283-7020)